

第16章 環境影響評価の推進

第1節 環境影響評価制度の概要

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業が自然環境、地域生活環境及び社会・文化環境等に与える影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度である。この制度は、開発事業による環境汚染を未然に防止するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段である。

2 環境影響評価法

昭和47年6月、国は、「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、あらかじめ、必要に応じ、環境に及ぼす影響の調査を行うよう指導することとなり環境影響評価に関する取組を始めた。また、同年7月には四日市公害訴訟の判決の中で、各企業の操業上の過失とともに立地上の過失が認定された。この判決をひとつの契機として、従来の環境行政による公害被害の防止と救済といった対症療法的な取組に対し、開発によってもたらされる公害を始めとする環境汚染の未然防止の有効な手段としての環境影響評価制度の確立が重要かつ肝要な措置であるとする認識が広く国民の間に高まっていった。

環境庁は、昭和54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、昭和56年4月、環境影響評価法案を国会に提出したが、昭和58年11月の衆議院の解散に伴ない、審議未了・廃案となった。その後、国の環境影響評価は、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」のほか、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法及び各省庁の行政指導によって実施してきた。

平成5年制定の「環境基本法」の中で、環境影響評価の必要性が国の施策として位置づけられしたこと等を受けて、国における統一的な環境影響評価制度の確立が必要となった。こうしたことから平成9年2月の中央環境審議会からの答申を受けて平成9年5月に法案が国会に提出され、同年6月13日に「環境影響評価法」(以下「法」という。)が制定・公布された。(法の対象事業については別表1、法の手続については別表2のとおりである。)

3 川崎市環境影響評価に関する条例

川崎市では、住民福祉を保障するためには良好な地域環境づくりが不可欠であるとの考えに基づき、環境影響評価の制度化に積極的に取り組み、昭和51年10月「川崎市環境影響評価に関する条例」(以下「旧条例」という。)を制定した。

これは、我が国の自治体における条例化の第1号であり、環境に影響を及ぼすおそれのある事業として11の事業を指定開発行為(対象事業)として定めた。また、良好な環境保全を図るために指針として「地域環境管理計画」を策定し、その中で環境影響評価項目、地区別環境保全水準、環境影響評価の標準的技法等を明示した。

旧条例制定から4半世紀にわたり環境影響評価を実施してきたが、社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩等による環境問題の複雑化や平成9年の法制定等を背景として、旧条例の

見直しに向けて川崎市環境行政制度検討委員会を設置し、環境関連3条例の改正等について諮問した。そして、その答申を受けて平成11年12月に「川崎市環境影響評価に関する条例」(以下「新条例」という。)を公布、翌12年12月から施行した。新条例では、法対象事業への対応はもとより、対象事業の拡大、事業規模に応じた手続や計画段階手続(環境配慮計画書)・方法書に係る手續・事後調査手續といった新たな手続手法の導入等を盛り込んだ。また、指定開発行為の規模未満事業への対応も図り、近接して行われる2以上の開発事業の実施が複合的な環境影響として指定開発行為に相当するときは複合開発事業として環境影響評価手續の実施及び自主的環境影響評価の実施についても新たに規定を設けた。さらに、旧条例における環境影響評価の指針であった「地域環境管理計画」についても見直しを行い、環境影響評価項目ごとの環境保全水準を定めた「地域環境管理計画」と、予測、評価手法等の技術的細目を定めた「環境影響評価等技術指針」の2つに分離して策定した。その後、地球温暖化やヒートアイランド現象等新たな環境問題が顕在化し、京都議定書目標達成計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、平成18年度に「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」の見直しを行い、平成19年度4月から運用を開始している。

4 手続について

条例では、手続を指定開発行為の種類に応じて第1種行為、第2種行為、第3種行為(別表3)、及び法対象事業(別表1)に区分している。川崎市の環境影響評価手續の流れは、別表4のとおりである。また、環境影響評価法と川崎市条例の手續上の相関関係は別表2のとおりである。

第2節 環境影響評価手續の実施状況

1 指定開発行為等の届出件数(平成21年3月末現在)

平成20年度に届出のあった指定開発行為等は15件であり、昭和52年の条例施行から平成20年度までに届出のあった指定開発行為等の件数は、旧条例における届出132件及び新条例における届出118件である。

2 審査書の公表

昭和51年10月制定の「旧条例」に基づいて、審査書等を公表した件数は132件である。

平成12年12月から施行した「新条例」に基づいて、平成20年度までに届出のあった指定開発行為等の内、審査書等を公表した件数は127件である。その指定開発行為等の手続きの種類別内訳は次のとおりである。

指 定 開 発 行 為 等 の 手 続 き の 種 類	年 度								計 (件)
	平 成 1 3 年	平 成 1 4 年	平 成 1 5 年	平 成 1 6 年	平 成 1 7 年	平 成 1 8 年	平 成 1 9 年	平 成 2 0 年	
第 1 種 行 為	0	1	4	13	6	5	4	2	35
第 2 種 行 為	1	3	3	2	4	3	2	2	20
第 3 種 行 為	3	4	7	10	9	8	10	8	59
法 対 象 事 業	0	2	0	0	1	1	0	0	4
複 合 開 發 事 業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
自 主 的 環 境 影 響 評 価	1	1	3	1	0	0	1	1	8
計 (件)	5	11	17	27	20	17	17	13	127

3 市長意見の公表（平成21年3月末までの累計）

平成20年度までに市長意見を公表した法対象事業の件数は、9件である。

4 平成20年度の環境影響評価の実績

平成20年度における審査書の公表件数は13件である。また、その内訳は次のとおりである。

No.	指定開発行為の名称	指定開発行為者	開発目的	開 発 面積等	準 備 書 (方法書) 等の受理	審査書の 公 表	備 考
1	(仮称) 小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業	小杉町3丁目中央地区再開発準備組合	共同住宅、商業施設、業務施設の新設及び公共施設の整備	約12,960 m ²	19.10.12	20.12.19	条例審査書
2	(仮称) 中幸町3丁目再開発計画	オリックス不動産株式会社・株式会社レアルシエルト・株式会社トーワ総合システム	共同住宅の建設	3,852.07 m ²	19.12.12	20.7.17	条例審査書
3	鷺沼四丁目マンション計画	東京急行電鉄株式会社	集合住宅の新設	約26,707 m ²	20.2.8	21.2.6	条例審査書
4	(仮称) 京町三丁目共同住宅計画	興和不動産株式会社	共同住宅の建設	約14,587 m ²	20.2.20	20.7.22	条例審査書
5	明治大学農学部黒川新農場 (仮称) 整備計画	明治大学	農場、大学施設の整備	約128,100 m ²	20.3.10	20.7.17	条例方法審査書
6	(仮称) 塚越マンション計画	東レ建設株式会社	共同住宅の新設	11,561 m ²	20.4.30	20.10.21	条例審査書
7	(仮称) 高津区千年集合住宅計画	株式会社ノエル	集合住宅の新設	8,910.51 m ²	20.5.23	20.10.14	条例審査書
8	(仮称) 古川町共同住宅計画	ナイス株式会社	共同住宅の建設	約6,793 m ²	20.6.23	20.10.31	条例審査書
9	(仮称) 犬藏三丁目マンション計画	相鉄不動産株式会社	共同住宅の新設	17,336 m ²	20.7.4	20.10.23	条例審査書
10	川崎市立井田病院改築整備事業	川崎市病院局	病院改築	約40,010 m ²	20.7.25	20.10.29	条例審査書
11	(仮称) 全日空殿町計画	全日本空輸株式会社	工場の新設	約29,713 m ²	20.7.25	20.10.14	条例審査書
12	(仮称) 川崎小倉ショッピングセンター計画	合同会社ジョイントアーケ13	商業施設の新設	14,759 m ²	20.12.1	21.2.16	条例審査書
13	(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設	川崎市	一般廃棄物処理施設の新設	約5,600 m ²	21.1.22	21.3.31	自主的環境評価審査書

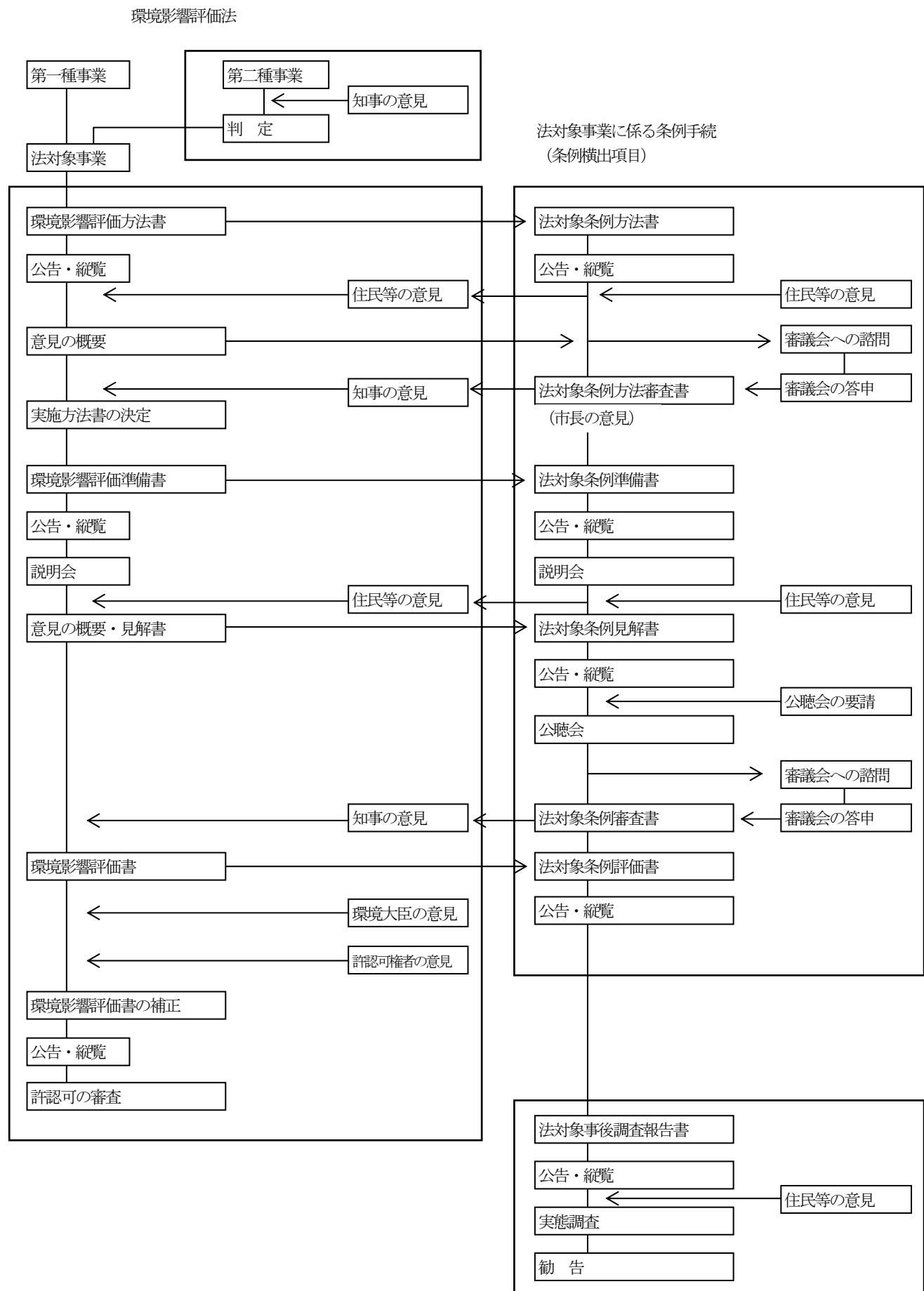
環境影響評価法対象事業一覧**別表1**

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車道国道	すべて	_____
首都高速道路等	すべて（4車線）	_____
一般国道	4車線 10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
大規模林道	2車線 20km 以上	15km 以上 20km 未満
2 河川		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格外新線含む）	すべて	_____
普通鉄道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
軌道（普通鉄道相当）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
4 飛行場	滑走路長 2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万 kW 以上	2.25 万以上 3万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7500 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	_____
6 廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 未満
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
10 工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
11 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
12 流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
13 宅地の造成事業*	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
○ 港湾計画	埋立・掘込み面積 300ha 以上	

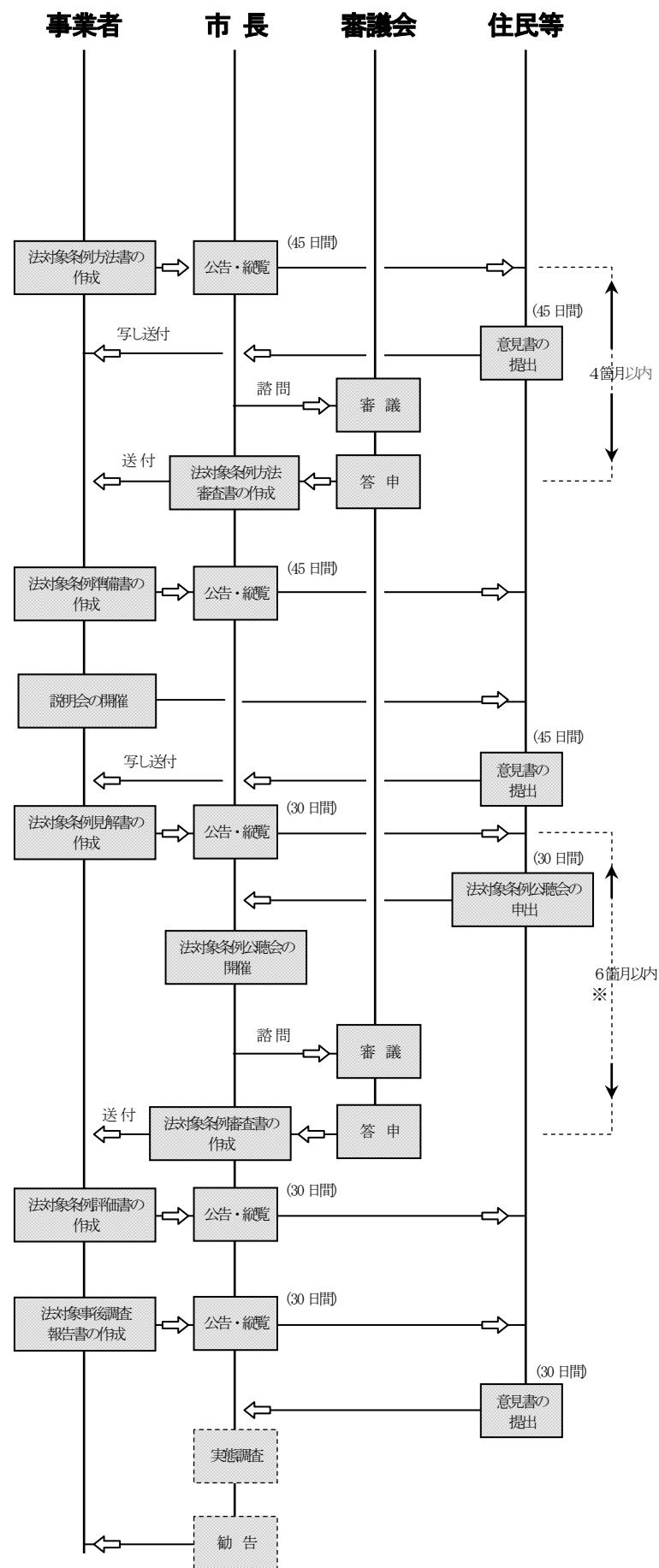
*「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる。

環境影響評価法と川崎市条例の関係フロー図

別表2



川崎市独自の評価項目に係る法対象事業の手続き



指定開発行為の種類（条例第3条関係）**別表3**

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が10ヘクタール以上ものの	開発区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの	開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの
	(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ。)のみにおいて行われるものにあっては、30ヘクタール)以上のもの			全事業
2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであって、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの	全事業		
	(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であって、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ヘクタール以上のもの	埋立面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	埋立面積が5ヘクタール未満のもの
3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であって、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし、同号ただし書の規定は適用しない。)の延べ面積をいう。以下同じ。)が50,000平方メートル以上のもの	第1種行為に該当しないもの	
4 住宅団地の新設	住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であって、事業に係る区域(以下「事業区域」という。)の面積が1ヘクタール以上又は計画人口が500人(都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)において行われるものにあっては300人、住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあってはこの表の備考に定める人数)以上のもの	事業区域の面積が10ヘクタール以上又は計画人口が3,000人以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、計画人口が1,500人未満のもの

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
5 工場又は事業所の新設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であって、敷地面積が9,000 平方メートル以上又は建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。）の合計が 3,000 平方メートル以上のもの	敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、建築面積の合計 10,000 平方メートル以上のもの、工場若しくは事業所からの排出水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第5項の排出水をいう。）の量（間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。）が 1,000 立方メートル以上であるもの又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第17条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考に定めるところにより重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が1時間当たり4キロリットル以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6 電気工作物の新設	電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号の電気工作物をいう。以下同じ。）のうち発電の用に供するものの新設であって、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）の新設であって、敷地面積が9,000 平方メートル以上又は建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン未満のもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
8 淨水施設の新設	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
9 下水道終末処理場の新設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設	(1) 鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道をいう。以下同じ。）又は軌道（軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道をいう。以下同じ。）の新設（新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。）	新設する鉄道又は軌道の長さが5キロメートル以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル未満のもの
	(2) 線路の増設（新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。）	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
11 道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設（新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。）	全事業		
	(2) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路（以下これらを「高速自動車国道等」という。）における車線、（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登板車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。）の増設（新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置するものをいう。）（(3)に該当するものを除く）	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの	
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設（以下「インターチェンジ」という。）を設けるもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル以上のもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル未満のもの	
	(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の道路（高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。）であって、当該道路の車線の数が4以上のもの	新設する道路の長さが5キロメートル以上のもの	新設する道路の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する道路の長さが1キロメートル未満のもの
	(5) 一般道路における車線の増設（新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。）であって、増設後の車線の数が4以上のもの	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
12 防波堤の新設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1キロメートル以上ものの	防波堤の長さが1キロメートル未満ものの	
13 商業施設の新設	商業施設（主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。）の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの	敷地面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるもの除く。	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるものにあっては、150,000平方メートル）未満のもの
14 研究施設の新設	研究施設（科学技術（主として人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験又は検査を行う施設）の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの	住居専用地域又は都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域のみにおいて行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるものにあっては、150,000平方メートル）以上のもの	延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるもの除く。	延べ面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものにあっては、全事業	

備考

- 1 2以上の事業の種類に該当する事業が2以上の事業の種類において指定開発行為に該当する場合であって、それぞれの事業の種類における条例第2条第2号に掲げる指定開発行為の区分が異なるときは、第1種行為に該当するものが含まれる場合にあっては第1種行為の手続を、それ以外の場合にあっては第2種行為の手続を行わなければならぬ。
- 2 この表において「新設」とは、次に掲げるものを含む。
 - (1) 3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、8の項、9の項、12の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあっては、既存の施設を除却して新たに施設を建設し、又は設置するもの（3の項、4の項、6の項及び12の項に掲げる事業の種類に該当する事業を除き、建築面積の80パーセント以上に相当する部分を改築するものを含む。）。この場合において、施設の建築が指定開発行為に該当する場合で、建設し、又は設置する施設が既存の施設と同規模であるときは、この表の規定にかかわらず第3種行為とする。
 - (2) 5の項、7の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあっては、既存の施設を増設するもの。
- 3 5の項、7の項、13の項及び14の項に掲げる事業の種類に該当する事業で、新たに用地を取得せずに同一敷地内に施設を新設するものにあっては、当該事業に係る指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用しない。

4 この表において「計画人口」とは、新設される住宅団地において居住が想定される人口の合計をいい、一戸建ての住宅にあっては戸数に3.5を乗じた数を、共同住宅その他一戸建ての住宅以外の住宅にあっては住戸の専用床面積(バルコニー及び一般の居室部分と明確に区画される部分の面積を除く。以下同じ。)に応じ、次の表に定める1戸当たりの計画人口の数に戸数を乗じた数を合計して算定するものとする。ただし、共同住宅その他一戸建ての住宅以外の住宅のうち、2世帯住宅、店舗併用住宅その他建築物の特殊性によりこの項の規定により算定することが不適当な住宅にあっては、別に定める。

住戸の専用床面積	1戸当たりの計画人口の数
29 平方メートル未満	1
29 平方メートル以上 39 平方メートル未満	2
39 平方メートル以上 91 平方メートル未満	3
91 平方メートル以上	3.5

5 4の項の住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって事業が行われる場合の備考に定める人数は、住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合に応じ、次の表に定める人数とする。

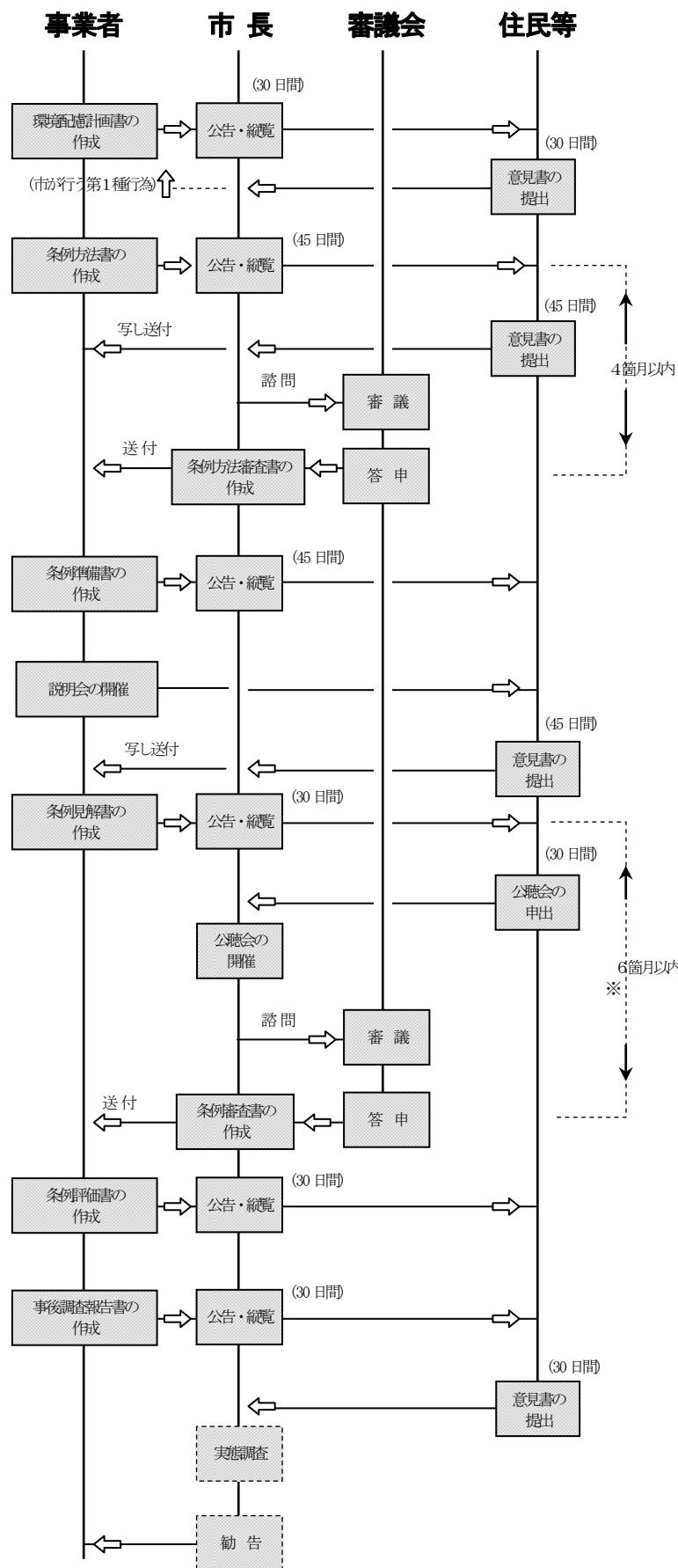
住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合	人数
10 パーセント未満	300 人
10 パーセント以上 20 パーセント未満	340 人
20 パーセント以上 30 パーセント未満	380 人
30 パーセント以上 40 パーセント未満	420 人
40 パーセント以上 50 パーセント未満	460 人
50 パーセント以上	500 人

6 原料及び燃料の量は、発熱量 39,558.1725 キロジュールに相当する量を重油 1 リットルと換算する。

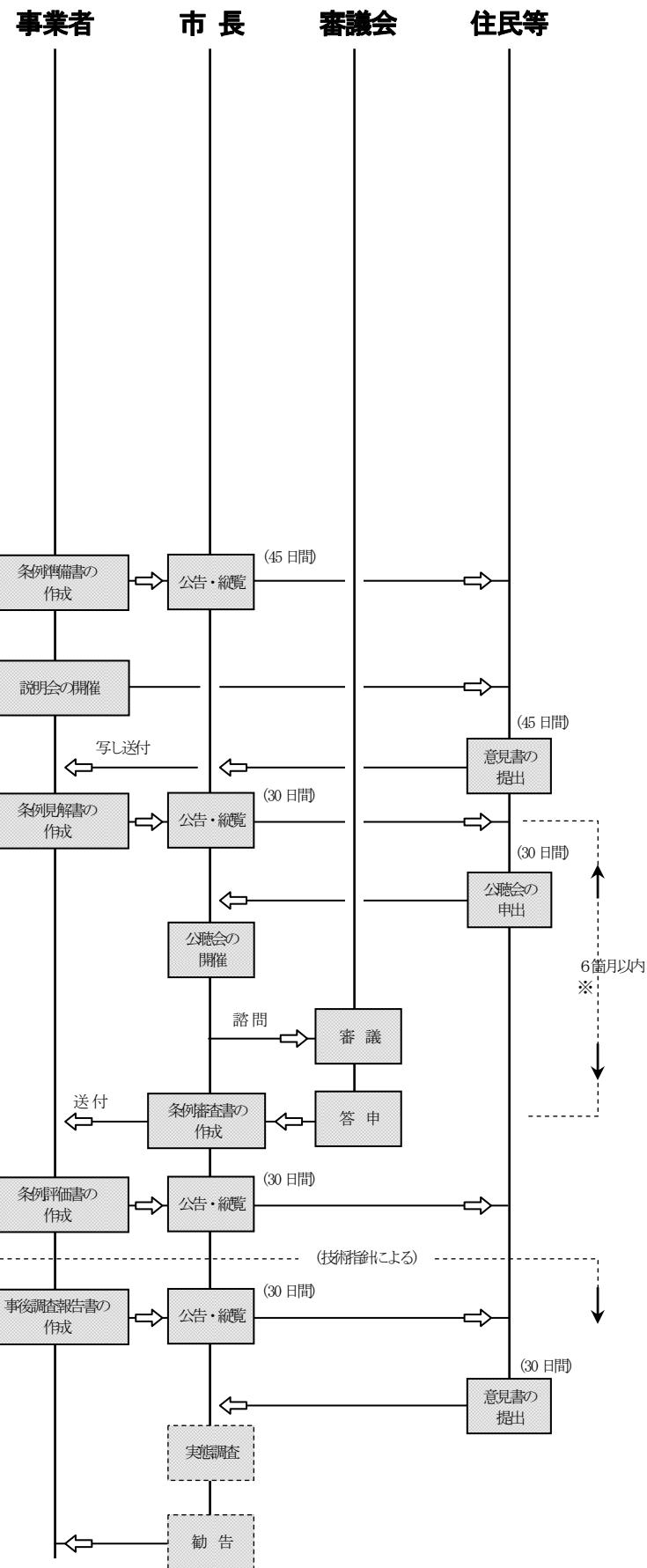
第1種行為、第2種行為、第3種行為の手続きの流れ

別表4

第1種行為の手続き

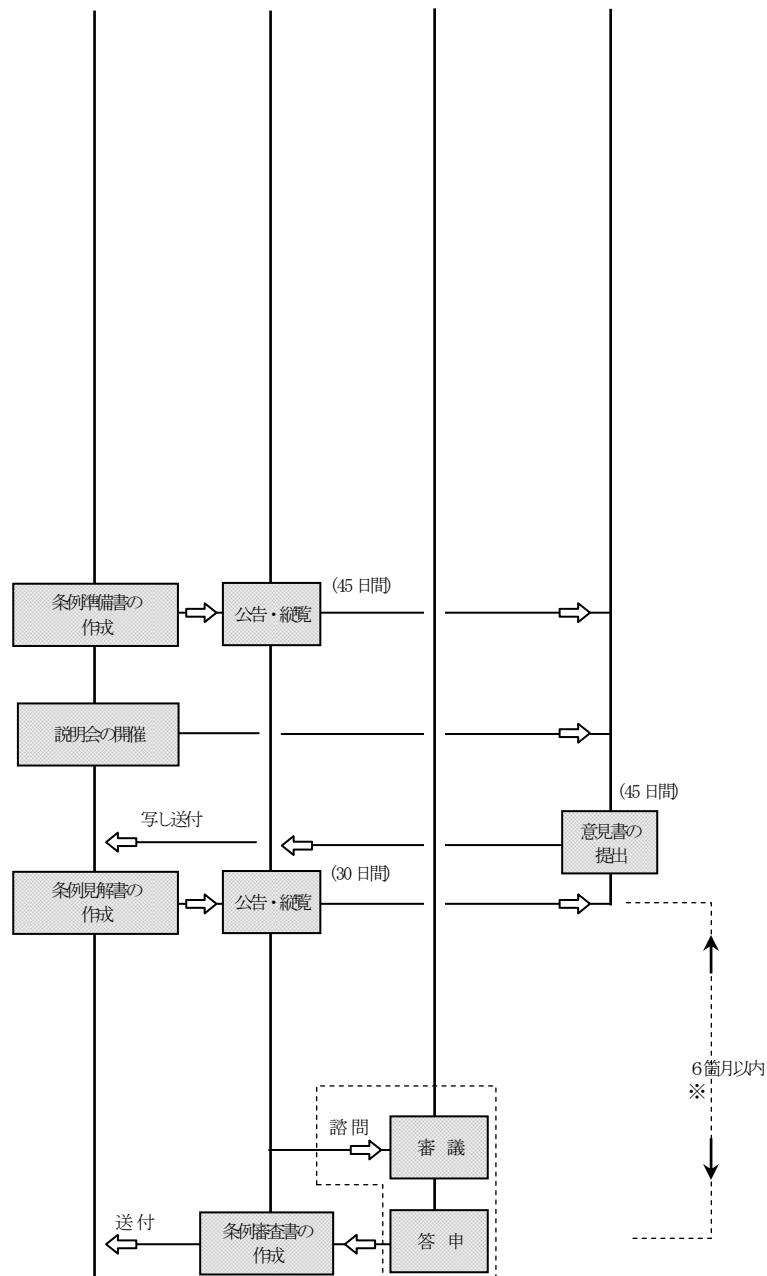


第2種行為の手続き



第3種行為の手続き

事業者 市長 審議会 住民等



凡 例	※	意見書がない場合は、条例(法対象条例)準備書の縦覧終了日の翌日から起算します。
	----	必要により実施します。

第17章 審議会等の設置、審議状況

1 設置状況

環境局関連では、環境審議会、環境影響評価審議会及び環境パートナーシップかわさきが設置されている。

環境審議会は、環境基本条例に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進及び環境保全に関する重要事項を、総合的かつ専門的に調査審議するため、従来の環境保全審議会と環境政策審議会を統合し、平成16年11月に設置された。市長の諮間に応じて、環境基本計画の策定及び変更に関すること、環境調査指針に関すること、環境基本計画年次報告書に関すること、環境目標値に関すること、公害防止等生活環境の保全に関すること、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の管理運営等に関すること、廃棄物の処理及び再生利用等に関すること等について調査審議する。環境審議会は常設の部会として、公害対策部会、緑と公園部会及び廃棄物部会が置かれている。また、必要に応じて、これら以外の部会（特別部会）及び2以上の部会による合同部会を置くことができるとされており、この特別部会である総合政策部会は、従来の環境政策審議会の役割を担っている。さらに平成20年度には温暖化対策特別部会が設置された。

平成20年度は、「川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定について」「窒素酸化物に係る大気環境対策について」「川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について」「川崎市環境基本計画の改定について」及び「緑の保全地域の指定等について」に係る諮問が行われた。

環境影響評価審議会は、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するために、環境影響評価に関する条例に基づき、昭和51年12月18日に設置されている。環境影響評価審議会は、環境影響評価に関する条例の規定により市長が意見を聴くものとされている事項及び環境影響評価制度に関する重要事項について調査審議する。

環境パートナーシップかわさきは、環境基本条例第15条第2項に規定する「市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進すること」を目的として、市民、事業者及び市職員から構成され、交流組織、提言組織及び情報媒介組織としての役割を担って、平成13年6月1日に設置された。

平成20年9月からの第4期では、PM2.5の環境基準、喘息患者、アスベストなどをテーマとする「大気汚染公害一般部会」、緑のカーテン、多摩川と臨海部の緑、多摩川崖線軸などをテーマとする「水と緑の保全・環境教育部会」、効果的なごみ収集と資源化、食品廃棄の抑制、環境家計簿などをテーマとする「循環型のまち部会」、商店街のエコな取組をテーマとする「住みやすい・街づくり部会」の4部会に分かれて、現地調査や討議などを行い、各テーマについての理解を深めている。

2 審議状況

(1) 環境審議会

議題	答申の内容等
川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定について 諮詢 平成20年4月23日 答申 平成20年12月19日	・持続可能な循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向けた行動計画改定の考え方をとりまとめ、平成21年度から25年度までの行動計画についての提言
窒素酸化物に係る大気環境対策について 諮詢 平成20年4月23日 答申 平成21年2月19日	・窒素酸化物の一層の削減に向けて、「環境に配慮した運搬制度(かわさきエコ運搬制度)の創設」をはじめとする更なる環境対策についての提言
川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について 諮詢 平成20年10月9日 答申 平成21年6月4日(第1次答申)	・川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方についてのうち、(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方についての提言(第1次答申)
川崎市環境基本計画の改定について 諮詢 平成20年10月9日	・審議中
緑の保全地域の指定等について 諮詢 平成20年12月11日 答申 平成21年2月19日	・「王禅寺大門緑の保全地域」「王禅寺五郎谷緑の保全地域」の指定、「王禅寺源左衛門谷緑の保全地域」の解除

(2) 川崎市環境影響評価審議会

諮詢等	諮詢・答申事項	審査書公表
・明治大学農学部黒川新農場(仮称)整備計画 諮詢 平成20年4月22日 答申 平成20年7月9日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成20年7月17日
・(仮称)中幸町3丁目再開発計画 諮詢 平成20年5月12日 答申 平成20年7月9日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成20年7月17日
・川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正について 諮詢 平成20年6月17日 答申 平成20年7月24日	川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正について	
・(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業 諮詢 平成20年11月11日 答申 平成20年12月10日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成20年12月19日
・川崎発電所リプレース計画(更新及び増設) 諮詢 平成20年11月25日 答申 平成21年4月22日	法対象条例環境影響評価準備書の審査について	平成21年4月30日
・鷺沼四丁目マンション計画 諮詢 平成20年12月1日 答申 平成21年1月28日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成21年2月6日
・殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称) 諮詢 平成21年3月27日 答申 平成21年4月30日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成21年5月14日
・(仮称)車両整備・検査工場建設 諮詢 平成21年1月16日 答申 平成21年4月30日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成21年5月14日

※平成20年度は、18回の環境影響評価審議会を開催した。

第18章 環境技術による国際貢献

第1節 国連環境計画（UNEP）との連携

市内立地企業は、長年にわたる環境問題への取組で培われた経験と優れた環境技術力を有している。さらに、川崎地域には環境問題への先進的・先駆的な取組があり、こうした技術やこれまで培ってきた知識・経験を工業化の著しいアジア諸国などへ移転することによる国際貢献が求められている。そこで、国際的なネットワークを持ち、地球規模の環境問題に取り組んでいる国際連合環境計画（UNEP）と連携し、高いポテンシャルを有する川崎地域から、広く国内外に向けての情報提供などを通じ国際貢献することによって、持続可能な社会の発展に寄与する。

1 経緯

川崎市と国連環境計画（UNEP）との関係は、平成15年10月に阿部市長と当時のUNEP事務局長クラウス・トッファー氏が東京で会談したことにより始まる平成16年6月UNEP主催「都市と産業の共生に向けて—環境技術と持続可能な都市政策の国際シンポジウム」が川崎で開催され、同年12月にはUNEPの調査団が川崎臨海部の取組視察のため来川した。翌平成17年1月には、第1回「アジア・太平洋エコ・ビジネスフォーラム」をUNEPとの連携により開催した。

2 UNEPエコタウンプロジェクト会議

UNEP IETC（国連環境計画 国際環境技術センター）は、アジア・太平洋地域の都市を対象に国際エコタウンプロジェクトを実施しており、日本の経験をアジア・太平洋地域のエコタウン開発に活かすため、平成18年度より川崎を会場とした研修会を開催している。第3回目となる平成20年度は、昨年参加したマレーシア・ペナン市のエコタウン担当者を招いて開催。平成20年にUNEPのプロジェクトとして認定されたペナン市のエコタウンプロジェクトを推進するため川崎のエコタウンや先進企業等の取組み事例についてワークショップ形式での会議及び現場視察を行った。

概要

平成20年10月20日（月）～22日（水）

◆場所：川崎市産業振興会館

◆主催：国連環境計画 国際環境技術センター

（UNEP IETC）、川崎市

◆参加者：UNEPの選定する海外都市（マレーシア・ペナン市が参加したほか、財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、地球環境センター（GEC）等からも幅広く参加。



研修会概要

- ①セッション1：UNEPエコタウンプロジェクトやペナン市の環境施策計画経緯の紹介
- ②セッション2：ペナン市のUNEPプロジェクト計画策定についてのワークショップ
- ③セッション3：意見交換等

3 国連環境計画（UNEP）連携「第5回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」

川崎市では、持続可能な社会をめざし、産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するとともに、国際環境施策を推進している。国連環境計画（UNEP）との連携により、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化防止に貢献するため、平成21年2月に第5回アジア太平洋エコビジネスフォーラムを開催した。

また今年度から初めて「川崎国際環境技術展」と同時期に開催した。

概要

- ◆日程：平成21年2月16日（月）～18日（水）
- ◆場所：川崎市産業振興会館（川崎市幸区堀川町66-20）
- ◆主催：川崎市
- ◆共催：国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP IETC）
独立行政法人 国立環境研究所（NIES）

研修会概要

- ① セッション1：UNEPエコタウンプロジェクト参加都市ワークショップ

平成21年2月16日（月）

コーディネーター：ハリ・スリニバス（UNEP IETC企画官）
フォーラム開会セッションとして、フィリピン・ソルソゴン州やマレーシア・ペナン市などUNEPエコタウンプロジェクト参加5都市より、各都市の取り組みや課題について発表が行われ、活発な議論が交わされた。

- ②セッション2：企業が有する環境技術の事例紹介（川崎市及び瀬陽市の企業の事例紹介）

平成21年2月17日（火）

コーディネーター：加藤三郎（川崎市国際環境施策参与）
JFE鋼管株式会社（川崎市）と瀬陽市再生資源協会（瀬陽市）による、環境技術に関する事例発表が行われた。

- ③ 特別セッション：瀬陽市環境ビジネス検討会議

平成21年2月17日（火）

コーディネーター：藤田壮（国立環境研究所室長）
日本の環境技術を瀬陽市へ移転することの可能性について、JFEエンジニアリングやJICA地球環境部なども話題提供をし、活発な議論が行われた。

- ④ セッション3：フォーラムのまとめと次回への展望

平成21年2月17日（火）

コーディネーター：ハリ・スリニバス（UNEP IETC企画官）
フォーラムのまとめや所見、第6回目への展望について活発な議論がなされた。

第2節 国連グローバル・コンパクトの取組

1 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクトは、平成11年1月スイスのダボスで開催された世界経済フォーラムにおいてアナン国連事務総長（当時）が提唱し、平成12年7月26日にニューヨークの国連本部で正式に発足した企業の自主行動原則で、参加する世界各国の企業が、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で世界的に確立された10原則を支持し、実践するよう努めるプログラムである。グローバリゼーションに起因する様々な課題を背景としており、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現していくための世界的な枠組づくりに寄与するという自発的なイニシアティブで、平成12年7月の正式発足以来、世界134ヶ国、7,765団体（平成21年10月現在）が参加している。近年は、企業だけでなく産業団体・NGO・都市の参加も増えており、平成18年1月には川崎市が日本の自治体として初めて参加した。平成21年11月現在、日本では99団体が参加している。

2 かわさきコンパクト

川崎市では、国連グローバル・コンパクトの理念の市内展開として、「かわさきコンパクト」を定め、提唱している。「かわさきコンパクト」は、企業・組織が参加する「ビジネス・コンパクト」と市民・NPOが参加する「市民コンパクト」で構成されている。「ビジネス・コンパクト」は、川崎市内に本社・事業所を有する企業・組織が世界規模の経営環境変化を自らの課題として認識し、社会からの要請を踏まえた主体的な活動を開いていくことを促すことを目的とし、また、「市民コンパクト」は、川崎市の地域課題、また地球環境問題などのグローバルな課題を市民ひとりひとりが認識し、具体的な活動を促すことを目的として提案された。



「かわさきコンパクト」の推進においては、学識者、市内経済団体、市民団体、企業関係者、有識者等からなる「かわさきコンパクト委員会」を開催するとともに、平成19年度より「ビジネス・コンパクト」参加企業の募集を開始し、平成21年9月現在、13の企業・事業所が参加している。また平成21年3月には「企業価値を高める、活動の理解を広める」をテーマにかわさきコンパクトフォーラムを開催した。

第3節 環境技術を活かした取組の推進

1 環境技術情報センターの開設

環境施策を計画的・科学的に推進するため、川崎の有する優れた環境技術情報の収集・発信、产学公民連携による共同研究及び環境学習などを実践し、国際社会に貢献する「環境総合研究所」を殿町3丁目地区に設立することを構想している。

環境総合研究所の整備に先がけ、平成20年5月1日に環境技術情報センターを産業振興会館内に開設し、整備する研究所での展開を視野に入れて事業実践を始めるとともに、環境技術研究を促進するさまざまな主体間のネットワークの構築を図っている。

環境技術情報センターでは、環境技術情報収集・発信事業、環境技術産学公民連携事業等を実践している。これらを通して、環境分野における川崎のプレゼンス向上、環境技術力の発揮による産業振

興を目指した取組を進めている。

2 環境技術情報の収集・発信

多様な主体から発信されている環境技術に関する情報を収集し、それらを情報の受信者及び発信者の意向が結び付けられるように分析・体系化し、国内外に発信する取組を進めている。

(1) 体系化の事例

本市では甚大な公害被害の克服など多くの環境への取組が行われてきている。これら取組を体系化し、発信できるように取りまとめた。

(2) 発信の事例

ア 川崎国際環境技術展 2009への出展

平成21年2月17日、18日にとどろきアリーナで開催された川崎国際環境技術展2009のテーマ展示として、体系化した本市の環境への取組を広く発信した。また、環境技術産学公民連携事業を紹介するブースを出展した。

イ JICA研修員の受入及び職員の派遣

市内に蓄積された環境技術を基に地球規模の環境改善に寄与するために、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して研修員の受入や職員の派遣を行った。

(ア) 研修員の受入

「西バルカン地域 市民参加による持続可能な地域づくりと環境保全」研修コースの一環として、平成20年10月14日～17日に川崎研修を実施した。最終日にはJICA研修員（西バルカン地域）との国際セミナーを開催し、川崎での研修の成果を共有するとともに、持続可能な地域づくりに向けた今後の取組方策を議論した。

参加国 アルバニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ

(イ) 調査団員の派遣

○循環型経済中国国内研修（平成20年12月17日、18日）

（中華人民共和国 日中友好環境保全センター）

○平成20年度フォローアップ協力「西バルカン地域 市民参加による持続可能な地域づくりと環境保全」（平成21年3月8日～13日）

（セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ）

3 産学公民連携事業

近年、環境問題への対応にあたっては、行政施策のみならず、産学公民の各主体における取組を幅広く活用することが重要になっている。そのため地域の環境課題を解決すること、汎用性の高い地域の環境技術シーズを支援し広く活用することを目的として産学公民連携事業を展開している。

(1) 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業は、産学公民連携による環境技術開発等の共同推進体制を構築するための共同研究事業である。市は各主体に対して環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出を行うことで環境技術等の研究・開発を支援し、成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積に繋げることを目指している。平成20年度は4件の共同研

究事業を採択し実施した。

ア 廃食油燃料化事業におけるCO₂削減効果のLCA的評価

(共同研究者：特定非営利活動法人 川崎市民石けんプラント)

市内から回収した廃食油（使用済み食用油）をバイオディーゼル燃料化し、車両の燃料として利用する際の排ガス性状分析、ごみ収集車両による実走行試験を行い、二酸化炭素削減効果等をLCA(ライフサイクルアセスメント)手法を用いて評価した。

イ モバイルウォーターによる環境コミュニケーションツールとしての活用手法の検討

(共同研究者：日本ベーシック株式会社)

川崎発の環境技術であるモバイルウォーター（自転車搭載型浄水器）の環境コミュニケーションツールとしての活用について、国内外の水環境情報の収集・国際協力活動を通じたネットワーク形成、市内小、中学校における環境技術を活用した水浄化に係る環境教育プログラム・教材の作成という視点から研究した。

ウ 地中熱利用空調システムの研究

(共同研究者：JFE鋼管株式会社)

南河原こども文化センターに地中熱利用空調システムを導入し、省エネ効果、ヒートアイランド抑制効果、温室効果ガス削減効果等を検証しその有効性の確認、高性能化に向けた開発を行うとともに、環境技術の見える化について検討した。

エ CO₂削減に向けた身近な生活環境改善方策の研究

(共同研究者：特定非営利活動法人 環境サブリメント研究会)

CO₂削減に向けた効果的な環境教育のあり方について検討し、新たに川崎市の地域特性を盛り込んだ環境ゲームを作成した。

(2) 公募型共同研究事業セミナーの開催（3回）

ア 第1回 公募型共同研究事業紹介セミナー（平成20年7月28日）

平成20年5月に環境技術情報センターを開設し積極的に産学公民連携事業を推進していくにあたり、事業紹介セミナーを開催した。

イ 第2回 アジアの水環境情報と国際協力の現状（平成21年3月3日）

現在、アジア地域の水環境分野で広く活動されているNPO、研究機関、大学、民間企業の方々から活動事例報告を頂き、今後の国際協力に向けた産学公民連携のあり方について意見交換した。

ウ 第3回 公募型共同研究事業成果報告会（平成21年3月26日）

平成20年度に実施した環境技術産学公民連携公募型共同研究事業（4件）の成果について報告した。

(3) その他

ア 大学出張講義

(ア)共栄大学国際経営学部（企業研究論）講師派遣

(イ)法政大学人間環境学部（環境経営論）講師派遣

イ 学会発表

韓国日本近代学会第18回国際学術大会（平成20年10月25日、26日）

発表題目「川崎市における環境技術の創造と組織間関係の構築」

第4節 その他、環境技術による国際貢献に向けた取組み

1 中国・瀋陽市との連携・協力

川崎市は、中国・瀋陽市と昭和56年の友好都市締結以来、文化・経済・医療・教育・スポーツなど、幅広い分野で交流を行ってきた。平成9年には「環境技術交流協力に関する議定書」を調印し、同年から瀋陽市環境技術研修生受入れ事業を開始し、平成20年度で11回目となる。

- 平成21年2月には、更なる連携強化を図るため、「川崎市・瀋陽市循環経済発展協力に関する協定書」を締結した。

2 国立環境研究所との連携・協力

環境と経済が調和した持続可能な社会の実現と低炭素社会の構築に寄与するため、環境分野における人材育成や共同研究などにより国立環境研究所と連携・協力することを同意し、平成21年1月に「川崎市と国立環境研究所との連携・協力に関する基本協定」を締結した。本協定に基づき、新たに次の取組みを開始した。

- 「都市環境GISデータベースシステム」と「環境評価モデル」のアジア都市（中国・瀋陽市）及び研究連携・展開
- 国際環境施策・環境技術に関する国際ネットワークの発展
- 「街区エネルギー環境制御システム」の研究開発



3 海外からの環境技術に関する視察受入

公害克服に向けて取組む過程で培った環境技術に対する川崎市への関心が高まり、アジア諸国を中心として視察受入が年々増加している。

- 平成20年度視察受入数

中国、韓国、マレーシアなどアジアを中心に31件（381人）